九十九　陸上自衛隊桂駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府京都市西京区	川島六ノ坪町
対象防衛関係施設の区域	京都府京都市南区	久世高田町（次の図面に示す部分に限る。）
	京都府京都市西京区	川島五反長町、川島六ノ坪町、下津林佃、下津林津森、下津林番条及び下津林八島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設周辺に係る対象地域	京都府京都市南区	吉祥院石原西ノ開町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院石原橋上、吉祥院新田参ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田下ノ向町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田弐ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大築町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大藪町（次の図面に示す部分に限る。）、久世上久世町、久世川原町（次の図面に示す部分に限る。）、久世高田町、久世殿城町（次の図面に示す部分に限る。）、久世中久世町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び久世中久町
	京都府京都市西京区	牛ケ瀬青柳町、牛ケ瀬葭ノ本、牛ケ瀬奥ノ防町、牛ケ瀬川原口町、牛ケ瀬新開、牛ケ瀬新田泓町、牛ケ瀬高刎町（次の図面に示す部分に限る。）、牛ケ瀬堂田町、牛ケ瀬西柿町、牛ケ瀬林ノ本町、牛ケ瀬的場（次の図面に示す部分に限る。）、牛ケ瀬見附、牛ケ瀬南ノ口町、牛ケ瀬山柿町、牛ケ瀬弥生町、樫原畔ノ海道、樫原石畑町、樫原井戸、樫原宇治井町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原宇治井西町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原江ノ本町、樫原釘貫、樫原口戸、樫原甲水、樫原五反田、樫原里ノ垣外町、樫原下池田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原角田町、樫原茶ノ木本町、樫原塚ノ本町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原佃（次の図面に示す部分に限る。）、樫原庭井、樫原八反田、樫原比恵田町、樫原平田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原前田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原水築町、樫原三宅町、樫原山路、樫原六反田、樫原分田、桂浅原町（次の図面に示す部分に限る。）、桂朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、桂市ノ前町（次の図面に示す部分に限る。）、桂稲荷山町、桂北滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂木ノ下町（次の図面に示す部分に限る。）、桂滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂西滝川町、桂野里町（次の図面に示す部分に限る。）、桂南滝川町、川島有栖川町（次の図面に示す部分に限る。）、川島粟田町、川島梅園町、川島北裏町、川島五反長町、川島権田町（次の図面に示す部分に限る。）、川島桜園町、川島三重町、川島尻堀町（次の図面に示す部分に限る。）、川島竹園町、川島玉頭町、川島調子町、川島寺田町、川島流田町、川島滑樋町、川島野田町、川島東代町、川島松園町、川島松ノ木本町、川島莚田町、川島六ノ坪町、下津林北浦町、下津林楠町、下津林芝ノ宮町、下津林大般若町、下津林佃、下津林津森、下津林中島町、下津林番条、下津林番条町、下津林東芝ノ宮町、下津林東大般若町、下津林前泓町、下津林水掛町、下津林南大般若町、下津林南中島町、下津林八島及び下津林六反田
	京都府向日市	寺戸町石田、寺戸町瓜生、寺戸町北前田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町九ノ坪、寺戸町蔵ノ町、寺戸町笹屋、寺戸町三ノ坪、寺戸町志賀見、寺戸町修理式、寺戸町正田、寺戸町新田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町寺田、寺戸町永田、寺戸町二ノ坪、寺戸町八ノ坪、寺戸町八反田、寺戸町東御泥、寺戸町七ノ坪、寺戸町飛龍（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町向畑（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町山縄手（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町池ノ裏、物集女町ヲサン田、物集女町北ノ口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町クヅ子、物集女町五ノ坪、物集女町坂本、物集女町立田、物集女町田原、物集女町出口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町堂ノ前、物集女町燈篭前、物集女町中海道（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町中条、物集女町長野（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町南条（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町羽子田、物集女町豆尾、物集女町森ノ上、物集女町森ノ下及び物集女町吉田

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百　陸上自衛隊宇治駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府宇治市	五ケ庄官有地
対象防衛関係施設の区域	京都府宇治市	五ケ庄尼ケ塚（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄池ノ浦（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄居場道、五ケ庄梅林（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄大八木島（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄葛森（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄九ツ池（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄千入寺（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄高車（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄谷前（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄轟（次の図面に示す部分に限る。）及び五ケ庄野添（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設周辺に係る対象地域	京都府京都市伏見区	向島清水町、向島鷹場町（次の図面に示す部分に限る。）、向島藤ノ木町（次の図面に示す部分に限る。）、向島四ツ谷池（次の図面に示す部分に限る。）、向島渡シ場町、桃山町大島（次の図面に示す部分に限る。）及び桃山南大島町（次の図面に示す部分に限る。）